

## 燕中等教育学校における新型コロナウイルス感染症対策基本方針

### 平時の予防対策

1. 生徒への指導（全校集会時の校長による指導、学級での担任による指導・廊下の掲示物）
  - マスクの常時着用（運動時等、熱中症のリスクがある時を除く）・咳エチケット
  - 手指消毒（玄関・各教室前等に消毒液設置）・手洗い励行（給食・昼食前後は特に徹底）
  - ソーシャルディスタンスの確保（集会時の座席、前向きで黙食による給食・昼食）
  - 毎朝検温・記録（記録票配付）
  - 放課後や休日の過ごし方についての留意事項（友人との会食・カラオケ、友人宅宿泊を控える）

### 2. 基本的な感染症対策の実施

#### (1) 感染源を絶つこと

- 発熱等の風邪症状があるときは登校しない（詳細は下枠内を参照）

#### (2) 感染経路を絶つこと

- 学校職員による消毒（毎日・随時、ドアノブ、手すり、スイッチ等を重点的に）
- 部活動における感染対策、用具の消毒

【 出欠の取扱い※ 】		要電話連絡
・本人に発熱等の風邪症状がある場合	出席停止	
・保健所の指示により本人がPCR検査を受ける場合	公欠	
・本人が陽性となった場合	出席停止	
・同居家族に発熱等の風邪症状がある場合	出席停止	
・保健所の指示により同居家族がPCR検査を受ける場合	出席停止	
・保健所の指示がなく同居家族がPCR検査を受ける場合	登校可能	
・同居家族が陽性となった場合	出席停止	
・ワクチンを接種する場合（接種日）	公欠	
・ワクチン接種後発熱等の風邪症状がある場合	出席停止	

※ 基本的な取扱いであり、保健所等の指示や個別の症状等によって、柔軟に対応する。  
保健所の判断が示されている場合は、その判断を優先する。

### 3. 集団感染のリスクへの対応

#### (1) 「密閉」の回避（換気の徹底）

- 換気の徹底（教室の窓・扉等の常時開放（夏季）、こまめな換気（冬季））

#### (2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）

- 集会時の間隔の確保

#### (3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）

- マスクの着用

### 4. 重症化のリスクの高い生徒への対応等について

#### (1) 医療的ケアを必要とする生徒や基礎疾患等がある生徒

- 登校する必要なし（出席停止）

#### (2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

- 生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合、登校する必要なし（出席停止）

### 5. 生徒の心身状況の把握、心のケア等

- 感染症についての正しい理解を促し、感染者に対する差別・偏見を持たないよう全体指導
- デイリーライフ（交換日記型生活記録ノート）による心身状況の把握、必要に応じて担任面談
- スクールカウンセラーの活用
- 相談窓口（24時間子供SOSダイヤル等の電話相談窓口やSNS相談窓口）の周知

## 6. 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

### (1) 授業等

- 換気の徹底（教室の窓・扉等の常時開放（夏季）、こまめな換気（冬季））
- 学習形態の工夫（ペア・グループワークや共同作業時、相互の距離を確保し、大声を出さない）

### (2) 部活動

- 部活動における感染対策、計画書の提出、用具等の消毒

### (3) 給食等の食事をとる場面

- 自席にて前を向いて給食・昼食をとり、食事中の会話を控える
- 歯みがき時の留意事項を水盤上にポスター掲示

### (4) 図書館

- こまめな換気、消毒等に配慮し、図書閲覧・貸出機能等を維持

### (5) 清掃活動

- 清掃後の手洗い・手指消毒の徹底

### (6) 休み時間

- ソーシャルディスタンスの確保

### (7) 登下校

- ソーシャルディスタンスの確保（電車・バス等が密になる時間帯を避ける工夫を）

### (8) 修学旅行等における感染症対策

- 安心・安全の確保を前提とした実施
- 全国的な感染拡大状況や訪問地の状況を踏まえ、訪問地、日程、研修内容等の調整
- 学年PTAや学級通信による計画の進捗報告等

## 感染が広がった場合における対応

### 1. 衛生主管部局との連携による地域の感染状況の把握

- 県教育庁保健体育課、三条保健所等との連携

### 2. 学校において感染者等が発生した場合の対応（臨時休業の判断）について

- ①学校から設置者（県教育委員会）へ連絡、感染者の出席停止
- ②設置者から保健所に相談
- ③保健所による調査
- ④設置者が臨時休業の要否を判断
- ⑤学校から生徒・保護者へ連絡（感染拡大防止対策、休業期間（再開日）、学びの保障等）  
複数チャンネル（きずなメール、学校ホームページ、Google Workspace、生徒玄関掲示等）活用
- ⑥保健所の調査結果及び学校の感染拡大防止対策の状況により、設置者が授業再開を判断

### 3. やむを得ず学校に登校できない生徒に対するICTの活用等による学習指導について

#### (1) 家庭のICT環境調査・整備支援

- 調査
- 県の整備によるタブレット端末（iPad）の貸出
- モバイルルータの貸与

#### (2) Google Workspace（県導入の教育用クラウドサービス）の活用

- 生徒用アカウント、保護者用アカウントの設置
- Google Meetによるビデオ会議（学活・HR、授業のライブ配信）
- Google Classroomによる学級通信、課題、授業動画等の提示
- Google Formによる調査